

## 会費に関する規程

一般社団法人発明推進協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条に基づき正会員及び賛助会員の会費に関して定める。

(正会員の種別)

第2条 正会員に、個人会員及び法人会員を置く。

2 法人格のない団体は、前項に定める法人会員として取扱うものとする。

3 個人会員は第1種及び第2種とし、法人会員は第1種、第2種、第3種及び第4種とする。

4 前項に定める種別の適用基準は別表の通りとする。

(会費)

第3条 正会員の会費（年額）は、個人会員第1種は 30,000 円・第2種は 10,000 円とし、法人会員第1種は 300,000 円・第2種は 100,000 円・第3種は 50,000 円・第4種は 30,000 円とする。

2 賛助会員の会費（年額）は、一口 10,000 円とする。

(実施細則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

## 会員種別適用基準

会費に関する規程（以下「規程」という。）第2条第4項に定める別表及び同第3条に定める会費は以下の通りとする。

	種別		会費区分	基準
正会員	個人	第1種	30,000円	本会の役員又は本会の定款第5条に定める事業に関し豊富な経験と高い見識を有する個人
		第2種	10,000円	第1種以外のもの
	法人	第1種	300,000円	当該法人の役員又は従業員が本会の役員であって、資本金10億円以上若しくは従業員1,000人以上のもの又はこれに準ずるもの
		第2種	100,000円	1) 当該法人の役員又は従業員が本会の役員であって、第1種以外のもの 2) 資本金10億円以上若しくは従業員1,000人以上のもの又はこれに準ずるもの
		第3種	50,000円	資本金1億円以上10億円未満若しくは従業員300人以上1,000人未満のもの又はこれに準ずるもの
		第4種	30,000円	第1種、第2種及び第3種以外のもの
賛助会員	—	—	一口10,000円	本会の目的に賛同し、本会の事業の維持・発展に協力する法人（法人格のない団体を含む）又は個人